

第4 第四期計画策定の考え方

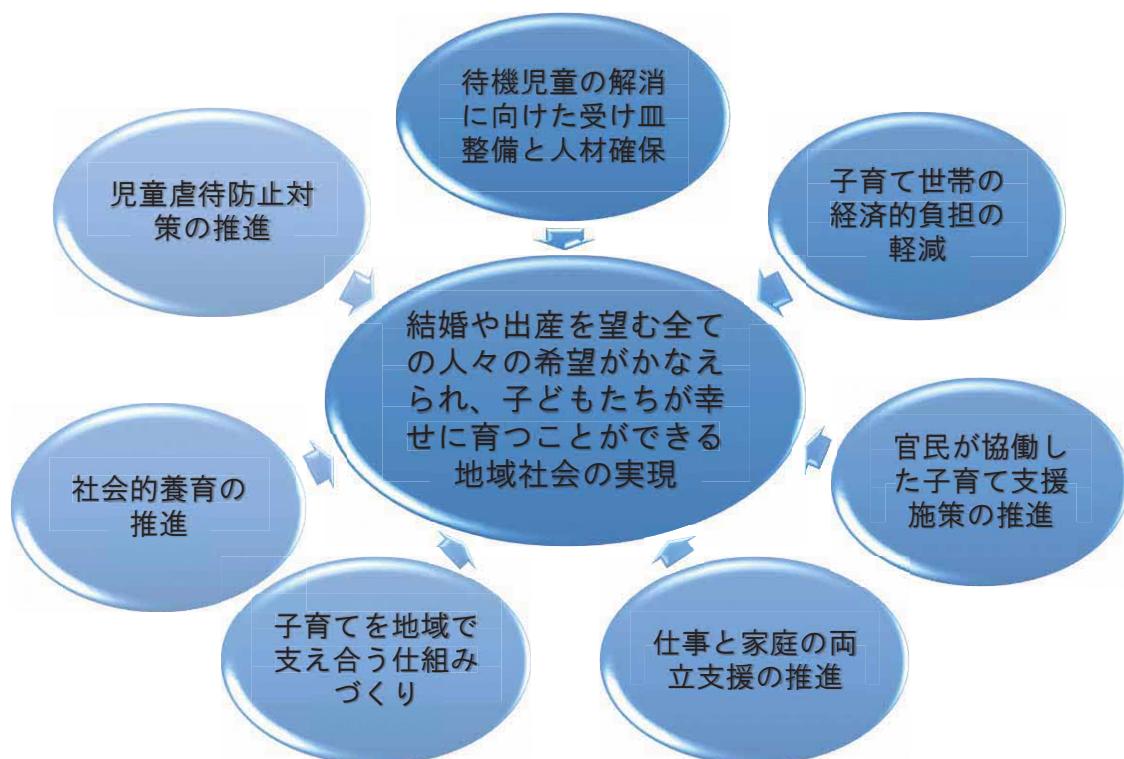
1 現状や評価を踏まえた今後の対応

現状や評価を踏まえると、女性の就業率の向上や、「安心して子どもを育てられる環境」と感じている人の割合の増加といった一定の効果が認められますが、本道の合計特種出生率は、全国と比較し、依然として低い状況にあります（㉞1. 27）。

幼児教育・保育、高等教育等の無償化や働き方改革により、出生率の増加が期待されることや児童虐待、子どもの貧困、社会的養育の推進など、最近の社会情勢を踏まえ、当面（今後5年間）の方向性として、①子育て家庭にとって働きやすく子育てしやすい環境づくり、②子どもにとって希望する修学や就業を選択し挑戦できる環境づくりの2つが重要です。

第四期計画では、これら2つの環境づくりを進める上での「基本目標」を定め、その達成に向けた視点を整理し、具体的な取組と指標を設定します。

第
4



2 計画の基本目標

少子化対策を長期にわたり進めていくためには、施策の効果を的確に検証し、住民の理解促進や意識改革を進める観点などから、だれにでもわかりやすい目標を設定し、取り組むことが重要であることから、計画の基本目標を設定するとともに、関係法令に基づき、道が定めることとされている事項及び少子化対策に関連する指標などを設定し、府内や関係機関との連携のもと、その計画的な推進や効果の検証などを通じ、目標の実現を図っていきます。

(1) 計画の基本目標

「結婚や出産を望む全ての人々の希望がかなえられ、子どもたちが幸せに育つことのできる地域社会の実現」を基本目標に掲げ、各般の施策を進めていくこととします。

この基本目標の達成に向けて、本計画期間（R2～R6）内においては、「安心して子どもを育てられる環境の向上（各種調査による、環境が整っていると思う人の割合（H30:54.4%）の増加）を図るとともに、出生率を全国平均まで引き上げることの2つを目標として設定します（H30:全国1.42、道:1.27）。

(2) 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」に定めることとされている事項

子ども・子育て支援法により国が定めた「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的指針」に基づき、都道府県が子ども・子育て支援事業支援計画に定めることとされている指標等。

①都道府県設定区域

広大な本道にあっては、子どもたちが居住している市町村内において教育・保育や各種の子育て支援サービスなどを受けることができる体制を構築することが望ましいことから、道では179市町村を単位として区域を設定します。

なお、この区域は、教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の単位となるものであり、需給調整に当たっては、国の基本方針に基づき行うこととします。

②各年度における教育・保育の量の見込み等

市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、道が設定した区域ごとに、子どもの認定区分に応じた教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）及び特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）に係る必要利用定員総数などを定めます。

放課後児童クラブなど市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に関して、計画期間中に達成すべき目標事業量を定めることとします。

③各年度における認定こども園の目標設置数

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況などによらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、地域住民の利用希望などに沿って利用が可能となるよう、道が設定した区域ごとに目標設置数などを定めます。

④特定教育・保育施設及び特定地域型保育を行う者の見込み数

教育・保育の提供が必要な子どもの数を定めた市町村子ども・子育て支援事業計画を基本として、現行の認定こども園や幼稚園、保育所の施設数などを勘案し、必要となる保育教諭、幼稚園教諭、保育士及び家庭的保育者等の見込み数を定めます。

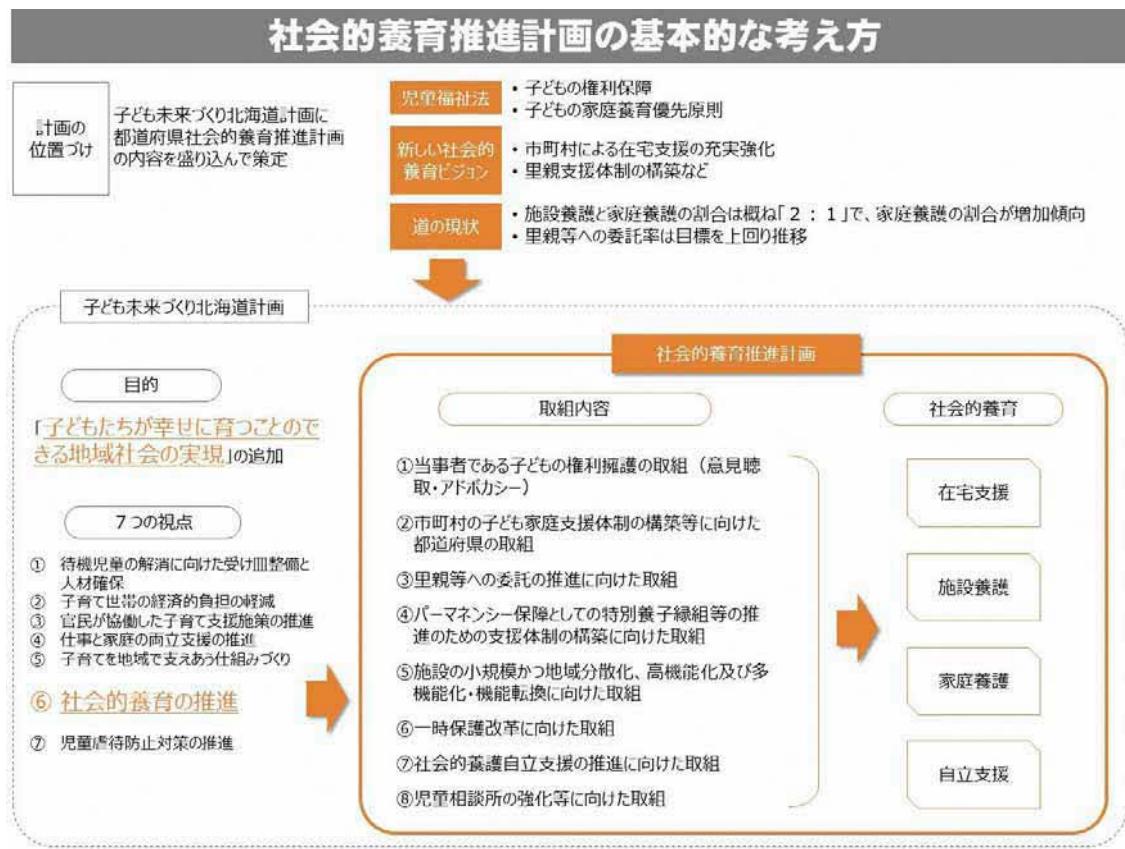
（3）「都道府県社会的養育推進計画」に定めることとされている事項

平成28年改正児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、子どもの「家庭養育優先原則」が明記されました。

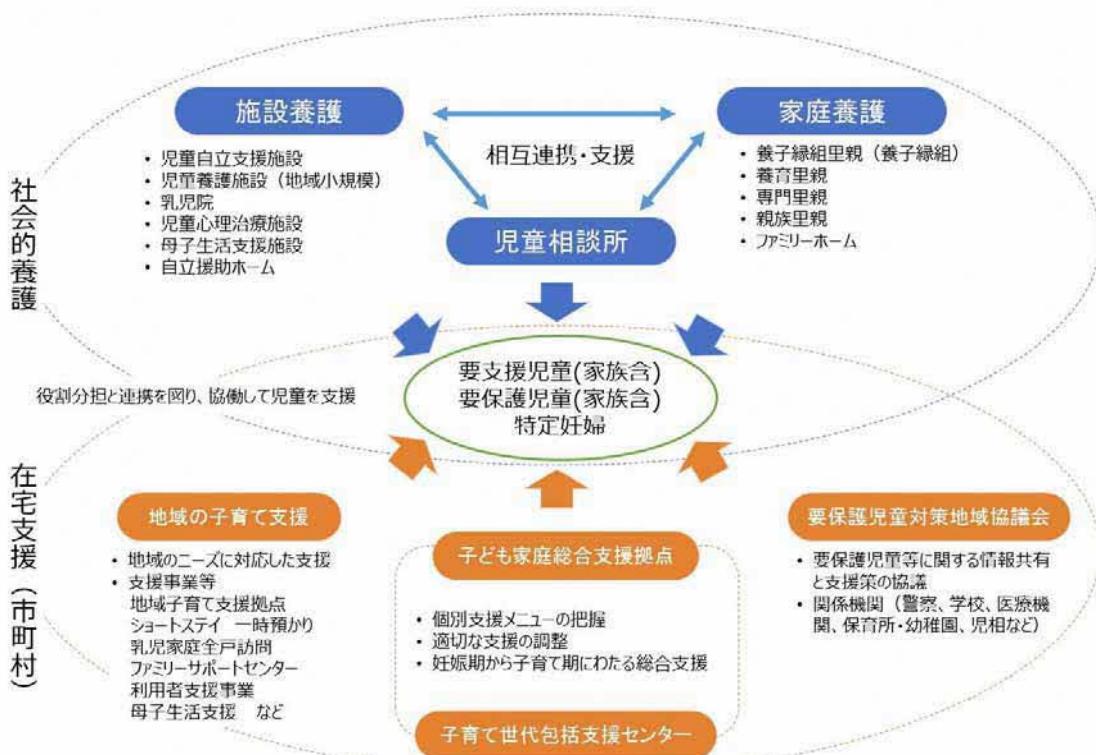
こうした改正児童福祉法の理念を具現化するため、国が設置した検討会で「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられました。

この「新しい社会的養育ビジョン」では、「家庭養育優先原則」を実現するため、市町村における子どもや家庭への支援の充実を図るための体制構築や代替養育を必要とする子どもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育を包括的にに行うフォースターリング機関の確保等の取組を行うこと、家庭復帰が困難な子どもについて、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーグマンシー保障として、特別養子縁組を推進することのほか、子どもが成人になった際に自立できる社会的基盤の整備が必要とされています。

これを受け、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）で示された国の方向性と北海道の現状を踏まえて、第三期計画を見直し、子どもの最善の利益の実現に向けた、社会的養育の体制整備を推進するための基本的な考え方と全体像を示した「北海道社会的養育推進計画」を策定します。



社会的養育の全体像



(4) その他の目標

道の独自項目など第三期計画で設定した項目の目標事業量や他の計画において指標として設定している項目など、計画期間中に達成すべき目標を設定する必要がある項目について、目標を定めることとします。



3 目標達成に向けた重点的な視点

現状や評価を踏まえた今後の対応に記載したとおり、基本目標達成のため、施策推進のための7つの視点を以下のとおり定めることとし、重点的に推進していきます。

【第1の視点】待機児童の解消に向けた受け皿整備と人材確保

本道の女性の就業率は増加傾向にあり、特に35歳～44歳の就業率が大きく伸びているなど、子育て世代の就業者が増加しています。

こうした保育所など受け皿の確保が必要な状況を受け、保育所等の整備に努めていますが、女性の就業率の向上に伴い保育所利用希望が継続して増加していることや保育士を確保できず、定員までの受入が困難な状況にあることなどにより、待機児童が発生しています。

この待機児童の解消のため、受け皿整備と人材の確保が重要なことから、以下の取組を推進していきます。

【主な取組】

- 市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所及び認定こども園の計画的な整備や地域型保育事業の実施並びに人材の確保などを進め、サービス提供体制の確保を図るとともに、利用者に対する情報の提供や公表を行います。
- 様々な働き方や生活実態に応じた保育サービスが受けられるよう、地域における延長保育、病児・病後児保育や預かり保育、地域型保育事業など多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を支援するとともに、利用者に対する情報提供を行います。

【第2の視点】子育て世帯の経済的負担の軽減

道ではこれまで、子育て世帯の経済的な負担軽減に取り組んできましたが、道民意識調査結果によると、理想の子どもを持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（⑩59.2%）」が最も多くなっているなど、子育て世帯の経済的負担感が高い状況です。

このため、幼児教育、高等教育等の無償化も踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減のため、以下の取組を推進していきます。

【主な施策】

- 幼児教育・保育の無償化などの国の制度を活用しながら、出産を控えた世帯や多子世帯などへの生活支援を実施するなど、子育て世帯に対する経済的負担の軽減に努めます。
- 子育て家庭の経済的な負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療給付事業やひとり親家庭等医療給付事業による経済的支援を行います。
- 医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる特定不妊治療への経済的支援を行います。

【第3の視点】官民が協働した子育て支援施策の推進

子育てしやすい環境づくりを進めるためには、官民が協働した取組が必要です。このため、以下の取組を推進していきます。

【主な施策】

- 地域における子育てを応援する気運の醸成を推進するため、「どさんこ・子育て特典制度」などの子育て支援活動を幅広く展開し、地域の子育て力を高め、子育てしやすい環境づくりを促進します。
- 授乳やおむつ交換ができる施設を登録・紹介する「北海道赤ちゃんのほっとステーション」登録促進事業の更なる拡大をめざし、公共施設や店舗、企業等に積極的に働きかけ、親子が安心して外出できる環境づくりを推進するとともに、子育て世帯に配慮した様々な企業等のサービス情報をサイト等の活用により、わかりやすく情報発信を行います。

【第4の視点】仕事と家庭の両立支援の推進

子育て家庭にとって働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めるためには、仕事と家庭の両立支援を推進することが重要です。

本道は、女性の就業率は増加傾向にありますが、男性の育児休業制度取得率などは依然低い状況であることから、企業における働き方改革の取組や仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備、女性活躍に向けた各種施策について、以下のとおり推進していきます。

【主な施策】

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や届出とその積極的な実施について企業に働きかけるとともに、国や関係機関との連携による企業の取組を多方面から支援します。
- 仕事と家庭の両立支援の取組や、女性の職業生活における活躍推進の取組を評価基準の一つとした「北海道働き方改革推進認定制度」を平成31年3月に創設し、認定企業の取組を広く紹介するほか、各種優遇制度を活用し、多くの企業への取組普及を図ります。
- 仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進め、仕事と家庭の両立のための制度の定着促進を進めます。

【第5の視点】子育てを地域で支え合う仕組みづくり

子育て世帯を地域全体で支えるためには、行政機関や子育て支援に取り組む団体などが、その専門性や立場を超えて、地域の中でともに手を携えていくことが重要であり、地域に点在化している支援を面としてつなぎ、ネットワークを形成していくことが不可欠であることから、以下の取組について、推進していきます。

【主な施策】

- 市町村が整備を進める「子育て世代包括支援センター」なども活用しながら、身近な地域において、妊娠前から子育てに至るまでのそれぞれのライフ・ステージの中で抱える悩みに的確に対応し、必要な情報を迅速に提供する体制を整備します。
- 子育て世帯が身近な場所で気軽に相談することができるよう、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整等を行う地域子育て支援拠点の設置を促進します。
- 地元企業や教育機関等と連携し、様々な既存の地域資源も活用しながら、高齢者や障がいのある方、子ども等、地域住民が集い活動する「共生型地域福祉拠点」の整備を通じて、子育てを地域全体で支える取組を推進します。
- 子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、学習支援や食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進めるとともに、子どもや保護者の声をしっかりと受け止める仕組みづくりなどについて検討します。
また、支援を必要としている全ての子どもに「支援情報」を届ける手法について、検討します。

【第6の視点】社会的養育の推進

平成28年の児童福祉法改正、平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正を受けて、平成29年8月「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、新たに「都道府県社会的養育推進計画」を策定することになったことを踏まえ、以下の施策に取り組んでいきます。

【主な施策】

- 児童相談所が対応した子どもの権利擁護の観点から、「子どもの権利ノート」を活用し、当事者である子どもの意見聴取等が着実に行われるよう取組を進めるとともに、児童養護施設等における子どもの意見聴取等の機会の確保を促進します。
- 各児童相談所の所管区域ごとに児童家庭支援センターを設置し、児童に関する家庭その他からの専門的な知識及び技術を必要とする相談に対応するほか、児童相談所から受託しての指導や市町村の求めに応じた技術的助言や必要な援助の実施、関係機関との連絡調整などにより、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
- 虐待などによって、家庭での生活ができない子どもが「家庭と同様の環境」で支援を受けることができるよう、里親やファミリーホームの制度について広く周知することにより、担い手となる人材の確保を図ります。
- 乳児院・児童養護施設や里親会などの地域資源を活用しながら、行政と民間が一体となったフォースタッキング業務の実施体制の構築を進め、里親への支援の充実を図ります。
- 家庭において養育することが困難又は適当ではない子どもについて、子どもの最善の利益を最優先に考え、必要な場合には、養子縁組や特別養子縁組に向けた対応を適切に進め、永続的で安定した養育環境の提供に努めます。
- 児童養護施設等で暮らす子どもたちが、できる限り良好な家庭的環境で支援を受けられるよう、体制整備や人材育成の取組に対する支援を行います。
- 児童養護施設等退所児童の職場への定着や就学の継続を支援するため、家賃や生活費の支給を行うとともに、各施設に担当職員を配置し、相談対応や情報提供等のアフターケアの充実を図ります。

【第7の視点】児童虐待防止対策の推進

児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっている中、子どもの命をも脅かす、決してあってはならない児童虐待の未然防止や早期対応を図るため、以下の取組を推進していきます。

【主な施策】

- 児童相談所において、専門職員の法令等に基づく増員に加え、児童福祉に精通した職員の採用や研修の充実による人材確保・人材育成を進めるとともに、必要に応じ医師や弁護士から専門的な助言を受けることによる医療的対応力や法的対応力の充実など、児童相談所機能の強化を図ります。
- 地域の関係機関において、子どもの育ち・生活環境に関する情報共有や支援が円滑に行えるよう、児童相談所が要保護児童対策地域協議会へ積極的に参画するとともに、市町村をはじめ、関係者向けの研修を実施し、地域における見守りや相談対応の充実に努めます。
- 地域において、子どもやその家族に対する見守りや適切な支援が行われるよう、児童相談所への虐待通告案件について、道警察や要保護児童地域対策協議会など子どもに関わる関係機関の間での情報共有を徹底します。
- 居住実態が把握できない子どもの発生を未然に防止するとともに、発生した際の子どもの安全確認が円滑に進むよう、市町村や児童相談所をはじめ関係機関の連携の強化を図ります。
- 児童相談所の設置を希望する中核市に対しては、道と市による職員交流や研修機会の確保などにより、円滑な業務開始に向けた支援を行います。